

第69期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2026年6月23日(火曜日) 午前10時

開催場所 大阪府中央区今橋四丁目4番11号
一般社団法人 大阪倶楽部 4階
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)
8名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

目次	招集ご通知	1
	議決権行使についてのご案内	3
	株主総会参考書類	5
	事業報告	17
	連結計算書類・計算書類	37
	監査報告書	41

インターネット等および書面による議決権行使期限
2026年6月22日(月曜日) 午後5時45分まで

扶桑化学工業株式会社

証券コード：4368

証券コード：4368
2026年6月5日

株 主 各 位

大阪府中央区北浜三丁目5番29号
扶桑化学工業株式会社
代表取締役社長 杉 田 真 一

第69期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第69期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイト「第69期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://fusokk.co.jp>



株主総会資料掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/4368/teiiji/>



三井住友信託銀行ウェブサイト（株主総会ポータル）

議決権行使書のQRコードを読み取るか、右記ウェブサイト
サイトにアクセスし、ID・パスワードを入力ください。

<https://www.soukai-portal.net>



電子提供措置事項は、上記各ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）に「扶桑化学工業」または証券コードに「4368」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を選択して、「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月22日（月曜日）午後5時45分までに議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

【インターネット等による議決権行使の場合】

4頁に記載の「株主総会ポータルのご利用方法・インターネット等による議決権行使方法のご案内」をご確認のうえ、上記の行使期限までに議決権をご行使ください。

【書面による議決権行使の場合】

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

1. 日時	2026年6月23日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時20分）
2. 場所	大阪市中央区今橋四丁目4番11号 一般社団法人 大阪倶楽部 4階（末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。）
3. 目的事項	報告事項 1. 第69期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類 ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第69期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
4. 議決権 の行使 について のご案内	3頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。従いまして、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁の電子提供措置掲載ウェブサイトにてその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
- 当日ご出席される株主様へのお土産の配布は取りやめさせていただいております。



議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



インターネット等で議決権 を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月22日（月曜日）
午後5時45分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする
議決権行使書用紙に議案に対する賛
否をご表示のうえ、ご返送くださ
い。

行使期限

2026年6月22日（月曜日）
午後5時45分到着分まで



株主総会に ご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする
議決権行使書用紙を会場受付にご提
出ください。

日 時

2026年6月23日（火曜日）
午前10時

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

×××年 ×月×日

切取線

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案および第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

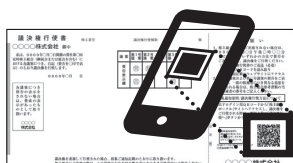
インターネット等および書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

株主総会ポータルのご利用方法・ インターネット等による議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限：2026年6月22日（月）午後5時45分まで

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。
- 2 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶ <https://www.web54.net>

事前質問受付のご案内

事前質問受付期限 2026年6月16日（火）午後5時45分まで

本株主総会においては、株主総会ポータルを通じて、株主様より議案に関するご質問を事前に承ります。いただいたご質問の中で株主の皆さまの関心が高いと思われるご質問については、本株主総会にて取り上げさせていただきます。上記の議決権行使方法と同様に、株主総会ポータルにアクセスいただき、トップ画面から「事前質問へ」ボタンをタップ/クリックします。「事前質問のご入力」画面が表示されますので、以降は画面の案内に従ってご質問をご入力ください。

※いただいたご質問に対して、個別に回答はいたしませんのでご了承ください。

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJに事前に申し込まれた場合、同社が運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

お問い合わせ

三井住友信託銀行

証券代行ウェブサポート

専用ダイヤル

0120-652-031

（受付時間 9時～21時）



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

第 1 号議案 剰余金の処分の件

当社は、剰余金の処分につきましては、長期にわたり安定的に株主の皆様へ報いるため、累進配当の考え方を採用し、企業価値の向上につとめてまいります。

第69期の期末配当金につきましては、当期の業績を踏まえ、下記のとおり1株につき41円とさせていただきます。

なお、中間配当金（1株につき41円）を加えた年間配当金は、1株につき82円となります。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金41円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、金1,445,883,778円となります。

（注）当社は2026年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しております。第69期の期末配当につきましては、配当基準日が2026年3月31日となりますので、当該株式分割実施前の株式数を基準として配当を実施いたします。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月24日といたしたいと存じます。

第 2 号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（8名）の任期が満了いたします。

つきましては、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	ふじ おか み さ こ 藤 岡 実佐子 (1955年4月22日生)	1988年 6月 当社社外取締役 1999年 3月 帝國製菓株式会社代表取締役 2011年 3月 同社代表取締役社長（現任） 2017年 6月 当社代表取締役会長（現任） 2020年 6月 朝日放送グループホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）	37,046株
再 任		重要な兼職の状況 帝國製菓株式会社代表取締役社長 朝日放送グループホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）	

【取締役候補者とした理由】

藤岡実佐子氏は、帝國製菓株式会社において代表取締役社長を現任しており、会社の経営全般に関して豊富な知識・経験を有していることから、当社グループの発展へ寄与できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
------------	---------------	---------------------	----------------

4	ふじ 藤 おか 岡 (1988年5月4日生)	あつし 篤 再任	2019年11月	当社入社	24,743株
			2020年 3 月	帝國製薬株式会社取締役（現任）	
			2020年 7 月	当社執行役員 当社企画開発室長	
			2021年 6 月	当社取締役	
			2024年 4 月	当社常務取締役（現任）	
			2025年 4 月	当社経営企画部長（現任） 当社事業開発部長	
			重要な兼職の状況		

【取締役候補者とした理由】

藤岡篤氏は、経営企画部長および事業開発部長としての経験と専門性を活かし、取締役としての職務執行を通じて、当社が展開する事業に貢献できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

5	すぎ もと もと き 梶 本 源 樹 (1968年11月11日生)	再 任	1992年 4 月 当社入社	5,683株
			2010年 4 月 当社電子材料事業部営業開発部長	
			2015年 7 月 当社執行役員 当社ライフサイエンス事業部営業開発部長	
			2019年 4 月 当社ライフサイエンス事業部長	
			2019年 6 月 当社取締役（現任）	
			2024年 4 月 当社電子材料事業部長（現任） 2026年 4 月 当社電子材料本部長（現任）	

【取締役候補者とした理由】

梶本源樹氏は、ライフサイエンス事業および電子材料事業における経験と専門性を活かし、取締役としての職務執行を通じて、当社が展開する事業に貢献できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

株主総会参考書類

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
------------	---------------	---------------------	----------------

6	いとう ひろ ゆき 伊 藤 裕 之 (1964年10月15日生)	1987年 4 月 株式会社大和銀行（現株式会社りそな銀行）入社	2,840株
		1994年 5 月 IBJ International Plc 出向	
		1996年 4 月 Daiwa Bank Capital Management Plc 出向	
		2007年 2 月 株式会社りそな銀行金融商品コンプライアンス室長	
		2010年 7 月 同社湾岸エリア営業第一部長	
		2014年 4 月 同社内部監査部長	
		2017年 4 月 当社入社	
		当社管理本部総務部長	
		2020年 7 月 当社執行役員	
		当社管理本部長（現任）	
		2023年 7 月 当社上席執行役員	
		2025年 6 月 当社取締役（現任）	

【取締役候補者とした理由】

伊藤裕之氏は、金融機関および当社管理部門における経験と専門性を活かし、取締役としての職務執行を通じて、当社の管理業務およびコーポレート・ガバナンスの強化に貢献できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

7	みやもと のり かず 宮 本 典 和 (1967年4月21日生)	1994年 4 月 当社入社	3,990株
		2015年 4 月 当社電子材料事業部京都生産部長	
		2017年 6 月 青島扶桑精製加工有限公司総経理	
		2020年 1 月 当社ライフサイエンス事業部生産本部長	
		2020年 7 月 当社執行役員	
		2023年 9 月 当社鹿島事業所長	
		2024年 4 月 当社上席執行役員	
		当社生産本部長（現任）	
		2024年 7 月 当社京都事業所長	
		2025年 6 月 当社取締役（現任）	

【取締役候補者とした理由】

宮本典和氏は、ライフサイエンス事業および電子材料事業における経験と専門性を活かし、取締役としての職務執行を通じて、当社が展開する事業に貢献できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
------------	---------------	---------------------	----------------

8 ひゃくしま はかる 百 嶋 計 (1958年12月20日生) 社 外 独 立 再 任		1981年 4 月 大蔵省（現財務省）入省 1999年 7 月 東京国税局査察部長 2011年 7 月 国税庁長官官房審議官 2012年 7 月 名古屋国税局長 2015年 4 月 独立行政法人造幣局理事長 2018年 4 月 財務省大臣官房審議官 2019年 4 月 追手門学院大学経営学部経営学科教授 財務省財務総合政策研究所上席客員研究員（現任） 2019年 6 月 株式会社大阪ソーダ社外取締役（現任） 2019年10月 京都大学公共政策大学院非常勤講師 2020年 6 月 住友理工株式会社社外監査役 2021年 3 月 公益財団法人国立京都国際会館評議員（現任） 2022年 6 月 当社社外取締役（現任） 2025年 4 月 京都大学公共政策大学院特別教授（現任） 追手門学院大学客員教授（現任）	
		重要な兼職の状況 京都大学公共政策大学院特別教授 追手門学院大学客員教授 財務省財務総合政策研究所上席客員研究員 公益財団法人国立京都国際会館評議員 株式会社大阪ソーダ社外取締役	
			331株

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】

百嶋計氏は、財務省等で要職を歴任しており、税務・財政・金融をはじめとする豊富な行政経験を有していることから、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に関し、中立的かつ客観的な観点からその有している知見を活かした監督とアドバイスを行っていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

- (注)
1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 百嶋計氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 百嶋計氏は、現在当社の社外取締役であります。当社の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、4年であります。
 4. 当社は、百嶋計氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏が選任された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
 5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約によって補填することとしております（ただし、法令違反を認識して行つた行為の場合を除く）。各候補者が選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約の保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
 6. 百嶋計氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件および当社の定める独立性判断基準を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。同氏が選任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。なお、当社の定める独立性判断基準は、16頁に記載のとおりであります。
 7. 上記「所有する当社株式の数」は、2026年4月1日付で実施した株式分割（1株を3株に分割）前の2026年3月31日時点における株式数を記載しております。また、「所有する当社株式の数」には、当社役員持株会名義の株式数を含めて記載しております。

第 3 号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役江黒早耶香氏および武内敬氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査機能の充実を図るため、監査等委員である取締役を1名増員し、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	江 黒 早耶香 (1980年5月25日生)	2008年12月 弁護士登録 弁護士法人曾我・瓜生・糸賀法律事務所入所 2009年12月 内閣官房国家戦略室出向 2012年 5月 シティユーワ法律事務所入所（現任） 2015年 6月 当社社外取締役 2018年 6月 当社監査等委員である社外取締役 2020年 6月 当社監査等委員である社外取締役 退任 2022年 6月 当社監査等委員である社外取締役（現任）	一株
社 外 独 立 再 任		重要な兼職の状況 シティユーワ法律事務所	

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】

江黒早耶香氏は、弁護士としての専門知識および国際的なビジネスに関する知見を有していることから、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に関し、中立的かつ客観的な観点から、監査等委員としてその有している知見を活かした監督とアドバイスを行っていただくことが期待されるため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

株主総会参考書類

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
------------	---------------	---------------------	----------------

2	たけ うち けい 武 内 敬 (1961年7月28日生)	1987年 4 月 大阪ガス株式会社入社	239株
		2016年 4 月 同社執行役員	
		大阪ガスケミカル株式会社代表取締役社長	
		2018年 4 月 大阪ガス株式会社常務執行役員	
		2019年 6 月 同社取締役常務執行役員	
		2023年 4 月 同社顧問（現任）	
		大阪ガスリキッド株式会社取締役会長（現任）	
		2023年 6 月 一般社団法人日本ボイラ協会副会長（現任）	
		2023年 7 月 大阪国際サイエンスクラブ理事長（現任）	
		2024年 2 月 一般社団法人日本エネルギー学会理事（現任）	
社 外	独 立	2024年 6 月 当社監査等委員である社外取締役（現任）	239株
		2025年 6 月 一般社団法人エネルギー・資源学会副会長（現任）	

社 外 独 立 再 任

重要な兼職の状況

大阪ガス株式会社顧問
大阪ガスリキッド株式会社取締役会長
一般社団法人日本ボイラ協会副会長
大阪国際サイエンスクラブ理事長
一般社団法人日本エネルギー学会理事
一般社団法人エネルギー・資源学会副会長

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】

武内敬氏は、大阪ガス株式会社において、エネルギーに関する事業を統括する事業部長や大阪ガスケミカル株式会社代表取締役社長を歴任する等、豊富な事業運営の経験や化学関連知識を有しており、取締役監査等委員として経営へのアドバイスおよび業務執行の監督等を期待し、社外取締役候補者といたしました。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
------------	---------------	---------------------	----------------

3

とみなとしひで
富永俊秀
(1957年8月3日生)

社外

独立

新任

1980年 4 月

松下電器産業株式会社
(現パナソニックホールディングス(株)) 入社

2007年 6 月

パナソニックコミュニケーションズ株式会社
(現パナソニックネット(株)) 代表取締役 (CFO)

2014年 1 月

パナソニックプレジジョンデバイス株式会社
(現パナソニックホールディングス(株)) 代表取締役社長

2015年 8 月

パナソニックオートモーティブ&インダストリアル
システムズヨーロッパ有限会社
(現パナソニックインダストリーヨーロッパ(有)) 副社長

2016年 6 月

パナソニックデバイスSUNX株式会社
(現パナソニックインダストリー(株)) 代表取締役社長

2019年 6 月

パナソニック株式会社
(現パナソニックホールディングス(株)) 常任監査役

2024年 3 月

大幸薬品株式会社社外取締役 (監査等委員)
(現任)

重要な兼職の状況

大幸薬品株式会社社外取締役 (監査等委員)

一株

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】

富永俊秀氏は、パナソニックグループにおいて、グローバル経営に関するマネジメントの実践や構造改革等に尽力された後、監査役としても重要な役割を担われました。その豊富な事業運営の知識と経験は、製造現場重視の姿勢に根ざしており、取締役監査等委員としてその職務を適切に果たすことができることを期待し、社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 江黒早耶香氏、武内敬氏および富永俊秀氏は、社外取締役候補者であります。
3. 江黒早耶香氏および武内敬氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、江黒早耶香氏は4年、武内敬氏は2年であります。なお、江黒早耶香氏は過去に当社の非業務執行役員（社外取締役および監査等委員である社外取締役）であったことがあります。
4. 当社は、江黒早耶香氏および武内敬氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。江黒早耶香氏および武内敬氏が再任された場合は、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、富永俊秀氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約によって補填することとしております（ただし、法令違反を認識して

株主総会参考書類

行った行為の場合を除く）。各候補者が選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約の保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

- 江黒早耶香氏および武内敬氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件および当社の定める独立性基準を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。江黒早耶香氏および武内敬氏が選任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、富永俊秀氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件および当社の定める独立性基準を満たしており、同氏が選任された場合は、当社は同氏を独立役員とする予定であります。なお、当社の定める独立性基準は、16頁に記載のとおりであります。
- 上記「所有する当社株式の数」は、2026年4月1日付で実施した株式分割（1株を3株に分割）前の2026年3月31日時点における株式数を記載しております。また、「所有する当社株式の数」には、当社役員持株会名義の株式数を含めて記載しております。

【ご参考】取締役スキルマトリックス（2026年6月23日定時株主総会後の予定）

第2号議案および第3号議案記載の取締役候補者を原案どおりご承認いただいた場合の取締役のスキル・経験等は、以下のとおりであります。また、当社取締役会における社外取締役の割合は、3分の1以上（12名中5名）となります。

氏名	会社における地位	性別	社外	独立	委員会		取締役の主なスキル・経験等								
					監査等	人事報酬諮問	企業経営	サステナビリティ・ESG	技術研究製造	営業マーケティング	グローバルビジネス	財務会計	人事労務	法務・リスクマネジメント	IT
藤岡 実佐子	代表取締役会長	女性				○	○	○					○	○	
杉田 真一	代表取締役社長	男性				○	○		○	○		○	○		
政氏 晴生	専務取締役	男性					○		○	○	○				
藤岡 篤	常務取締役	男性					○	○			○				○
梶本 源樹	取締役	男性							○	○	○				
伊藤 裕之	取締役	男性					○	○				○	○	○	○
宮本 典和	取締役	男性						○	○	○					
百嶋 計	取締役	男性	○	○			○					○		○	
平田 文明	取締役監査等委員	男性	○	○	◎	◎	○		○	○					
江黒 早耶香	取締役監査等委員	女性	○	○	○	○		○			○		○	○	
武内 敬	取締役監査等委員	男性	○	○	○	○	○		○	○	○				
富永 俊秀	取締役監査等委員	男性	○	○	○		○		○		○	○			

※各委員会の◎は委員長

【ご参考】 社外役員の独立性判断基準

当社は、社外役員を当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、以下の項目のいずれにも該当しない場合に、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、東京証券取引所が定める「独立役員」として届け出ることといたします。

- ① 当社および当社の子会社（以下「当社グループ」）の業務執行者（※1）または過去10年間に
おいて当社グループの業務執行者であった者
- ② 当社グループを主要な取引先（※2）とする者またはその業務執行者
- ③ 当社グループの主要な取引先（※3）またはその業務執行者
- ④ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（※4）を得ているコンサルタント、会計専門
家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属す
る者）
- ⑤ 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士である者
- ⑥ 当社グループの現在の主要株主（直接または間接に10%以上の当社の議決権を保有）または主要株主
が法人の場合には当該法人の業務執行者
- ⑦ 当社グループが主要株主（直接または間接に10%以上の議決権を保有）である会社の業務執行者
- ⑧ 当社グループが借り入れを行っている主要な金融機関（※5）またはその親会社若しくは子会社の業務
執行者
- ⑨ 当社グループから一定額（過去3年間の平均で年間1,000万円）を超える寄付または助成を受けている
者（その者が、法人、組合等の団体である場合は、当該法人の業務執行者）
- ⑩ 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社またはその親会社若しく
は子会社の業務執行者
- ⑪ 過去3年間ににおいて上記②～⑩に該当していた者
- ⑫ 上記①～⑪に該当する者（重要な者（※6）に限る）の配偶者または二親等以内の親族

（※1）業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者であり、業務執行取締役のほか、使用人も含む。（監査役は含まない）

（※2）当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対して製品またはサービスを提供している取引先で、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%を超える支払いを、当社グループから受けた者。

（※3）当社グループの主要な取引先とは、当社グループが製品またはサービスを提供している取引先で、直近事業年度における取引額が当社グループの年間連結売上高の2%を超える者。

（※4）多額の金銭その他の財産とは、①その者が個人の場合には、役員報酬以外の当社グループからの支払額が直近事業年度において年間1,000万円以上、②法人その他の団体の場合には、当該団体の直近事業年度における総収入額の2%を超える金銭その他の財産上の利益。

（※5）主要な金融機関とは、直前事業年度末における全借入額が当社の連結総資産の2%を超える金融機関。

（※6）重要な者とは、①業務執行者については、取締役、執行役および執行役員、②監査法人および法律事務所等については、所属する公認会計士、弁護士、その他法人に所属する理事・役員ほか、客観的・合理的に重要性を持つと判断される者。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済は、インフレ圧力の緩和を背景に全体として緩やかな成長を維持しましたが、金融政策の転換局面や地政学リスクの影響により、回復の足取りには地域差が認められました。米国は企業活動や政府支出に支えられ底堅く推移した一方、高金利の影響から雇用や消費の伸びは鈍化しました。中国は不動産市場の調整により内需が低調となる中、輸出が下支えとなり一定の成長を確保しました。日本は企業収益の改善を背景に緩やかな回復基調を維持しましたが、物価上昇が個人消費に影響を及ぼしました。

このような情勢の下、当社グループは、持続可能な成長を目指し、国内外での事業拡大と効率的な運営体制の構築を推進しました。営業面では、海外拠点との連携強化や製品管理・販売体制の効率化を促進し、現地生産や技術サポートを活用した市場拡大に取り組みました。生産面では安全操業・安定生産を継続しつつ、鹿島事業所において超高純度コロイダルシリカの新製造設備の稼働を開始し、新設備の立上げを通じた生産能力の向上に取り組むと同時に、顧客からの認証取得に向けた対応を進めました。また、これらの生産体制強化と並行して、中長期的な事業継続および従業員の就業環境改善を見据え、大阪工場の耐震補強工事ならびに鹿島事業所の分析棟の新設工事を進めました。さらに、今後の需要拡大に備え、京都事業所における超高純度コロイダルシリカの生産設備の新設、ならびに米国子会社PMP Fermentation Products, Inc.におけるグルコン酸ナトリウムの増設投資を決定しました。

研究開発にも一層力を入れ、東京研究所の増床を実施するとともに、研究開発体制の強化を図りました。ライフサイエンス事業部でコート有機酸や食品添加物製剤といった高付加価値品、電子材料事業部で半導体の微細化・多層化・高性能化といった技術的課題に対応できる製品開発、中空シリカ等の新製品開発にそれぞれ注力し、多様な分野での事業展開を進めました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、76,926百万円（前連結会計年度比10.7%増、7,424百万円増）となりました。利益面では、営業利益は18,850百万円（同16.1%増、2,620百万円増）、経常利益は19,573百万円（同18.2%増、3,011百万円増）、親会社株主に帰属する当期純利益は14,311百万円（同23.1%増、2,688百万円増）となりました。

売上高、営業利益は、後述の各セグメントの要因により増収増益となりました。経常利益は、営業利益の増加に加え、為替差益の増加により増益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、経常利益の増加に加え、投資有価証券売却益の発生により増益となりました。

以下、部門別に営業の概況をご説明いたします。

なお、当連結会計年度より、従来「電子材料および機能性化学品事業」としていた報告セグメントの名称を「電子材料事業」に変更しております。この変更はセグメント名称の変更であり、セグメント情報に与える影響はありません。

【ライフサイエンス事業】

ライフサイエンス事業の業績は、外部顧客に対する売上高が35,411百万円（前連結会計年度比2.4%減、876百万円減）、営業利益は5,308百万円（同0.4%増、18百万円増）となりました。

国内市場では食品・飲料用途における果実酸類の需要は堅調に推移しましたが、医薬品や日用品用途の需要が軟化しました。海外市場では中国市場の低迷に伴う厳しい競争環境下、リンゴ酸のシェアアップや米国の市場拡大に取組み、アジアや米国を中心に販売が増加した一方、欧州での販売は伸び悩みました。その結果、売上高は前連結会計年度を下回りました。営業利益は、売上は減少した一方で、前期の鹿島事業所の定期修繕の長期化によるコスト増加要因が解消されたことに加え、原材料価格の低下や海外子会社の収益寄与により、前連結会計年度を上回り減収増益となりました。

【電子材料事業】

電子材料事業全体の業績は、外部顧客に対する売上高が41,514百万円（前連結会計年度比25.0%増、8,301百万円増）、営業利益は15,926百万円（同20.9%増、2,755百万円増）となりました。

半導体市場の需要は堅調に推移し、特にAI用途を中心に拡大しました。主力製品である超高純度コロイダルシリカは、旺盛な需要に対して安定供給に努めた結果、販売数量が増加しました。売上高は、円高の影響による減少はありましたが、特にアジア向けの販売数量の増加により、前連結会計年度を上回りました。営業利益は、京都事業所や鹿島事業所の新規製造設備の稼働に伴い、減価償却費や立ち上げ費用が増加しましたが、売上増加、生産拡大による効果が寄与し、前連結会計年度を上回り増収増益となりました。

■ 事業区分別売上高

セグメント	金 額 (千円)	前連結会計年度比 (%)	構 成 比 (%)
ライフサイエンス事業	35,411,140	△2.4	46.0
電 子 材 料 事 業	41,514,883	25.0	54.0
合 計	76,926,023	10.7	100.0

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は10,787,652千円であり、セグメント別では次のとおりであります。

〔ライフサイエンス事業〕	2,734,438千円
〔電子材料事業〕	7,926,324千円
〔全社（共通）〕	126,890千円

ライフサイエンス事業における主な設備投資は、当社 大阪工場における耐震補強工事であります。

電子材料事業における主な設備投資は、当社 鹿島事業所における超高純度コロイダルシリカ製造設備および付帯設備の建設工事であります。

全社（共通）における主な設備投資は、当社における新研究所建設工事の設計費用であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループの事業展開において、以下を重点的テーマとして取り組んでまいります。

【ライフサイエンス事業】

国内市場では、食品用途の販売は一定の堅調さは保っているものの、競争は一段と厳しさを増しております。工業用途や日用品用途での需要は一部回復傾向が見られましたが、全体としては低調な結果となりました。またインバウンド需要の落ち込みによりビタミンC類の販売も力強さに欠け、医薬品ビジネスも厳しい状況にあります。海外市場では、欧州向けのリンゴ酸や米国でのグルコン酸類でのシェアが回復したほか、中国を始めとするアジア地域を含め総じて堅調に推移しましたが、海外メーカーとの競争は一層の厳しさを増しております。中東情勢の不安定な状況による原材料の調達や輸送コストなどへの影響には迅速に対応してまいります。

事業部全体でより綿密な連携が取れるよう、2026年度から組織体制を一部刷新し、事業戦略と海外運営における意思決定の迅速化を図り、調達から出荷まで業務の効率化を実現します。また、国内外のお客様や研究機関との連携を深め、新たな価値創造に繋げるために、2026年2月には東京研究所を拡張し、充実した実験・分析スペースとテストキッチンを備えました。

販売面では、既存ビジネスに加えて、飼料や農業用途などの新規用途開拓を進めます。また、海外リンゴ酸ビジネスにおいて、引き続き新規取引先の販売を強化して物量を増やし、事業全体で利益が最大化できるよう事業運営を進めてまいります。

海外では、米国の連結子会社PMP Fermentation Products, Inc.において、設備投資（2027年7月操業開

始予定)を行っています。今後も拡大が見込まれる米国内のグルコン酸類の需要に応えられるよう、安定した供給体制を構築していきます。中国では日持ち向上剤や水産加工品向け品質改良剤といった製剤の拡販に努め、タイからは需要の高まる周辺国にもビジネスを展開していきます。

今後も、果実酸総合メーカーとしてこれまで蓄積してきた販売チャネル、製造・開発ノウハウ、およびグローバルなネットワークを最大限に活用し、市場のニーズにいち早く応えることで、さらなる売上および利益の拡大に尽力してまいります。

【電子材料事業】

半導体市場はAIやデータセンター向けの旺盛な需要が全体をけん引し、大きく成長しました。また、従来の微細化の進展や高積層化に加えて、先端パッケージ技術など後工程でも高性能化が進み、CMP（化学的機械的平坦化）の用途拡大が進んでいます。このような背景を踏まえ各社の需要に応えることで、2025年度は当初想定以上の超高純度コロイダルシリカの出荷量を達成しています。

拡大する需要や、新たに創出される需要の増加に対応するため、積極的な設備投資を進めています。2024年10月には京都事業所の新設備、また2025年8月には鹿島事業所に追加設備（Ⅱ期）が完成しました。なお、鹿島事業所の既存設備（Ⅰ期）については、既に高水準で稼働しています。さらに、半導体市況は今後とも継続的な成長が見込まれることから、2026年3月には京都事業所に追加の設備増強を実施することを決定いたしました。2029年2月に設備の完工を予定しており、現生産能力の2割増となる見通しです。これら設備増設による生産能力増強に加えて、高濃度・高効率生産品目の拡充を進め、設備面および製品面の両側面から供給能力を強化してまいります。

研究開発では、従来どおりケイ素化学を基軸として多方面への事業展開を推進しています。半導体分野では、微細化や高集積化が一層進展しており、それらのニーズに対応すべく、様々な大きさや硬さ、表面修飾を施した粒子などの製品開発を続けています。また、半導体研磨用途以外にも、低誘電材用途やトナー外添剤用途など、様々な用途に貢献できる特徴的な材料の研究開発を進めています。

【中期経営計画「FUSO VISION 2025」の実績】

当社は、2021年5月7日に中期経営計画「FUSO VISION 2025」を発表し、2023年5月11日に最終年度（2025年度）の経営目標を変更しました。

中期経営計画の最終年度である当連結会計年度の実績は、売上高が769億円（達成率90.5%）、営業利益が188億円（同99.2%）、償却前営業利益が297億円（同99.3%）となりました。売上高は計画とやや乖離があったものの、営業利益と償却前営業利益については、ほぼ達成に近い実績をあげることができました。

また、研究開発費は最終年度目標20億円を設定していましたが、10.9億円の実績となり、達成率は54.6%となりました。

区 分	FUSO VISION 2025 2023年5月11日修正計画	当連結会計年度 中計最終年度（第69期）	達成率 修正後（修正前）
売上高	850億円（580億円）	769億円	90.5%（132.6%）
営業利益	190億円（140億円）	188億円	99.2%（134.6%）
償却前営業利益	300億円（200億円）	297億円	99.3%（148.9%）

（注）括弧内は、2021年5月7日公表時の最終年度目標と、その修正前目標に対する達成率を示しています。

【新中期経営計画「飛躍 2030」】

当社グループの企業価値を大きく伸ばすため、2026年5月15日に新中期経営計画「飛躍 2030」を公表しました。「FUSO VISION 2025」は更なる飛躍への足場固めとの位置づけでしたが、新中計ではその成果を活かした大きな飛躍を遂げたいと考えています。2026年度（2027年3月期）から2030年度（2031年3月期）までの期間をとおしてステークホルダーの期待に応え、大きな飛躍により企業価値の向上を目指してまいります。詳細は、当社ウェブサイトをご参照ください。

区 分	2025年度（実績）	2030年度（目標）
売上高	769億円	1,200億円
営業利益	188億円	360億円
償却前営業利益	297億円	567億円
ROIC	11.1%	13%以上

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の営業成績および財産の状況の推移

区 分		第 66 期 (2023年3月期)	第 67 期 (2024年3月期)	第 68 期 (2025年3月期)	第 69 期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売上高	(百万円)	68,459	58,970	69,501	76,926
営業利益	(百万円)	18,930	11,083	16,230	18,850
経常利益	(百万円)	19,740	11,883	16,561	19,573
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	14,129	8,343	11,622	14,311
1株当たり当期純利益	(円)	133.63	78.90	109.89	135.28
総資産	(百万円)	113,528	133,740	141,502	152,256
純資産	(百万円)	87,502	95,025	104,048	117,216

(注)1.1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

2.当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第66期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

② 当社の営業成績および財産の状況の推移

区 分		第 66 期 (2023年3月期)	第 67 期 (2024年3月期)	第 68 期 (2025年3月期)	第 69 期 (当事業年度) (2026年3月期)
売上高	(百万円)	57,017	47,771	57,450	64,099
営業利益	(百万円)	15,113	8,036	13,047	15,358
経常利益	(百万円)	17,578	10,390	14,730	18,965
当期純利益	(百万円)	13,042	7,737	10,850	14,641
1株当たり当期純利益	(円)	123.35	73.17	102.59	138.40
総資産	(百万円)	103,084	121,504	128,479	137,899
純資産	(百万円)	78,096	83,648	92,025	103,887

(注)1.1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

2.当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第66期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
青島扶桑精製加工有限公司	4,000千米ドル	100.0%	化学薬品等の製造、販売
青島扶桑貿易有限公司	200千米ドル	100.0%	保税区内での化学薬品等の貿易
扶桑化学（青島）有限公司	7,500千米ドル	100.0%	設備等の賃貸事業
PMP Fermentation Products, Inc.	3千米ドル	100.0%	化学薬品等の製造、販売
FUSO (THAILAND) CO., LTD.	111,000千バーツ	100.0%	化学薬品等の製造、販売

(注) 1. 当事業年度末日において、特定完全子会社はありません。
2. 株式会社扶桑コーポレーションは、2026年3月31日付で解散しております。

(7) 主要な事業の状況（2026年3月31日現在）

当社グループの事業の概要は次のとおりであります。

区 分		主要製品（事業）
ライフサイエンス事業	果実酸類 有機酸類	リンゴ酸、クエン酸、グルコン酸、フマル酸等の果実酸類および無水マレイン酸等の有機酸を中心に製品構成しております。果実酸類は飲料、加工食品に使用する酸味料、pH調整剤、酸化防止剤等の食品分野での用途を中心に、洗剤、化粧品、表面処理剤、コンクリート用混和剤、電子機器等の工業分野での用途に至るまで幅広く使用されております。
	応用開発商品	果実酸等の当社グループ製品を原料として、食品分野、工業分野に幅広く用途開発する商品であり、① 麺食品の品質改良剤、② 加工食品の日持ち向上剤、③ 食品製造メーカーにおけるトータル・サニテーション、④ 金属加工の改善等に用いられております。
電子材料事業	電子材料	研磨剤原料用途として利用されている超高純度コロイダルシリカを中心に製品構成しております。この製品は半導体業界を中心に需要があり、微細化、高集積化される次世代半導体集積回路の製造に必要なCMP（化学的機械的平坦化）スラリーにも対応しております。
	機能性化学品	プラスチック、塗料の添加剤および香料、化粧品の原料としての用途に使用される樹脂添加剤や、精密化学薬品製造の技術を活かしたファインケミカルを販売しております。

(8) 主要な営業所および事業所・工場（2026年3月31日現在）

扶桑化学工業株式会社	当社	本社	大阪府大阪市中央区北浜三丁目5番29号
		東京本社	東京都中央区
		新大阪事業所	大阪府大阪市
		京都事業所 京都第一工場	京都府福知山市
		京都事業所 京都第二工場	京都府福知山市
		鹿島事業所	茨城県神栖市
		神戸研究所	兵庫県神戸市
		東京研究所	神奈川県川崎市
		大阪工場	大阪府堺市
青島扶桑精製加工有限公司	子会社	本社	中国山東省青島市
		支店	中国上海市
青島扶桑貿易有限公司	子会社	本社	中国山東省青島市
扶桑化学（青島）有限公司	子会社	本社	中国山東省青島市
PMP Fermentation Products, Inc.	子会社	本社	アメリカ合衆国イリノイ州ペオリア市
FUSO (THAILAND) CO., LTD.	子会社	本社	タイ国バンコク都

(9) 従業員の状況（2026年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
ライフサイエンス	516名	4名増
電子材料	384名	37名増
全社（共通）	56名	増減なし
合計	956名	41名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員（常用パートタイマーを含んでおります。）であります。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
623名	35名増	41.6歳	12.0年

- (注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含むほか、常用パートタイマーを含んでおります。）であります。

(10) 借入先の状況（2026年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	6,800百万円
株式会社三井住友銀行	4,250
株式会社みずほ銀行	2,550
株式会社百十四銀行	1,700
株式会社池田泉州銀行	1,600

2. 会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 95,000,000株
- ② 発行済株式の総数 35,511,000株（うち自己株式245,542株）
- ③ 株主数 5,767名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
株式会社壽世堂	5,596,265	15.87
帝國製藥株式会社	3,328,000	9.44
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,242,400	9.19
株式会社薫風舎	2,621,665	7.43
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,299,500	6.52
大阪中小企業投資育成株式会社	1,490,625	4.23
有限会社帝産	1,375,000	3.90
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	1,008,992	2.86
公益財団法人赤澤記念財団	1,000,000	2.84
US BANK NATIONAL ASSOCIATION JP ACCTS TS	708,800	2.01

- (注) 1. 持株比率は、自己株式数を控除して計算しております。
2. 上記「持株数(株)」は、2026年4月1日付で実施した株式分割（1株を3株に分割）前の2026年3月31日時点における株式数を記載しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株式数（株）	交付対象者数（名）
取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）	8,595	7

- (注) 1. 2025年7月15日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分を決議し、同年8月15日付で対象取締役に対して上表のとおり株式の割当を行っております。当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「3.会社役員に関する事項 (4)取締役の報酬等」に記載しております。
2. 上記「株式数(株)」は、2026年4月1日付で実施した株式分割（1株を3株に分割）前の2026年3月31日時点における株式数を記載しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2026年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	藤 岡 実佐子	帝國製薬株式会社 代表取締役社長 朝日放送グループホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）
代表取締役社長	杉 田 真 一	
専務取締役	政 氏 晴 生	ライフサイエンス事業部長
常務取締役	藤 岡 篤	経営企画部長 兼 事業開発部長 帝國製薬株式会社 取締役
取締役	梶 本 源 樹	電子材料事業部長
取締役	伊 藤 裕 之	管理本部長
取締役	宮 本 典 和	生産本部長
取締役	百 嶋 計	京都大学公共政策大学院 特別教授 追手門学院大学 客員教授 財務省財務総合政策研究所 上席客員研究員 公益財団法人国立京都国際会館 評議員 株式会社大阪ソーダ 社外取締役 住友理工株式会社 社外監査役
取締役（常勤監査等委員）	平 田 文 明	監査等委員会委員長
取締役（監査等委員）	江 黒 早耶香	弁護士 シティユーワ法律事務所
取締役（監査等委員）	武 内 敬	大阪ガス株式会社 顧問 大阪ガスリキッド株式会社 取締役会長 一般社団法人日本ボイラ協会 副会長 大阪国際サイエンスクラブ 理事長 一般社団法人日本エネルギー学会 理事 一般社団法人エネルギー・資源学会 副会長

- (注) 1. 取締役百嶋計氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）平田文明氏、江黒早耶香氏および武内敬氏は、社外取締役であります。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、平田文明氏を常勤の監査等委員として選定しております。

4. 百嶋計氏は、2026年4月1日をもって、住友理工株式会社社外監査役を退任しております。
5. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
2025年6月20日開催の第68期定時株主総会において、伊藤裕之氏および宮本典和氏はそれぞれ新たに取締役に選任され就任し、専務取締役 谷村隆史氏は任期満了により退任いたしました。
6. 当事業年度中の取締役の地位および担当の異動は次のとおりであります。
①2025年4月1日付で、常務取締役 藤岡篤氏の担当が、企画開発室長から経営企画部長 兼 事業開発部長へ変更となりました。
②2025年10月1日付で、取締役 宮本典和氏の担当が、生産本部長 兼 京都事業所長から生産本部長へ変更となりました。
7. 当事業年度末日後の取締役の地位および担当の異動は次のとおりであります。
①2026年4月1日付で、常務取締役 藤岡篤氏の担当が、経営企画部長 兼 事業開発部長から経営企画部長へ変更となりました。
②2026年4月1日付で、取締役 梶本源樹氏の担当が電子材料事業部長から電子材料事業部長 兼 電子材料本部長へ変更となりました。
8. 取締役百嶋計氏ならびに取締役（監査等委員）平田文明氏、江黒早耶香氏および武内敬氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役百嶋計氏および各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）ならびに子会社の取締役および監査役等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については補填の対象としないこととされております。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を2026年5月開催の取締役会において改定しております。また、独立社外取締役を委員

長とした人事報酬諮問委員会を設置しており、取締役の報酬は、人事報酬諮問委員会に報酬内容を諮問し、答申を受けております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや人事報酬諮問委員会の答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

イ. 報酬限度額

当社の取締役の金銭報酬につきましては、2018年6月22日開催の第61期定時株主総会での決議により、取締役は10名以内で、その限度額は年額700百万円（うち社外取締役分年額100百万円）であります。

また、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）につきましては、2023年6月23日開催の第66期定時株主総会での決議により、上記報酬枠とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のための報酬限度額を年額60百万円かつ年間18,000株と決めました。2026年2月6日開催の取締役会決議により、2026年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を行ったため、2026年4月1日以降における譲渡制限付株式の上限株式数は、当該株式分割による調整後の数である年間54,000株となります。

ロ. 報酬の割合

社外取締役を除く取締役の報酬につきましては、月例報酬である基本報酬（定期同額給与）と取締役賞与に加えて、譲渡制限付株式報酬を支給しております。固定報酬：取締役賞与：譲渡制限付株式報酬の割合は、50：40：10を基準としております。

社外取締役の報酬は、月例報酬である基本報酬で構成されており、原則として取締役賞与の支給はありません。

ハ. 基本報酬（定期同額給与）

取締役の基本報酬額は、各取締役の役割・期待値等を総合的に勘案し、人事報酬諮問委員会の答申をもとに、取締役会で議論のうえ、代表取締役社長 杉田真一氏へ一任することを決定しております。基本報酬は、役職ごとに月額基本報酬の中心となる金額を定め、その金額を中心に上下20％までに調整幅を制限しております。

二. 業績連動賞与等とその算定方法

取締役の賞与のうち業績連動賞与は、短期の利益に連動する賞与であり、その金額は報酬全体の17％を基準に、定時株主総会終了後に算定し支給いたします。社外取締役を除く取締役の業績連動賞与の算定方法は、人事報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会で決定しており、その内容については、監査等委員会から適正と認められる旨を記載した書面を受領しております。

また、新中期経営計画「飛躍2030」で目指す企業価値向上に対するインセンティブを付与する目的で、取締役の賞与のうち一部を新中計連動賞与といたします。当該連動賞与は報酬全体の8％を基準とし、「市場価値」「人的資本価値」「信用価値」「サステナブル価値」に関する目標達成度に基づき職位毎の基準額の上下30％の範囲で支給額を決定します。評価項目は、単年度の指標の達成を基準に

評価する項目および複数年単位の改善・向上を評価する項目で構成されており、各取締役に応用する具体的な評価項目およびその構成比率は代表取締役社長 杉田真一氏に一任することとしております。

取締役のその他賞与の額は、当期の業績のほか各取締役の貢献度等を総合的に勘案して、人事報酬諮問委員会の答申をもとに、取締役会で議論のうえ代表取締役社長 杉田真一氏へ一任することを決定しております。

ホ. 業績連動賞与の指標と算定方法

取締役賞与計上前の税金等調整前当期純利益に減価償却費を加えた額に0.0153819%を乗じた額を基準額とし、基準額に各役職の係数を乗じて算出しております（1万円未満切捨て）。ただし、基準額に上限値を設定し、取締役賞与計上前の税金等調整前当期純利益に減価償却費を加えた額が29,700百円未満の場合には、業績連動賞与を支給いたしません。

ヘ. 業績連動賞与に係る指標の選定理由

当社グループは、将来の成長に向けた設備投資は不可欠であると考え、「償却前営業利益」を最重要経営指標としております。この最重要指標に、経営上リスク管理を行うべき、受取支払利息・為替差損益等の営業外損益および特別損益を加減算した、「税金等調整前当期純利益に減価償却費を加えた額」が指標に最もふさわしいと判断しております。なお、税金等調整前当期純利益には取締役賞与が含まれるため、これを除いて計算することとしております。

ト. 非金銭報酬等の内容

当社は、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式報酬を支給しております。その内容は、2023年6月23日開催の第66期定時株主総会での決議に基づき、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対し、割当日の直前の当社定時株主総会の日から翌年に開催される当社定時株主総会の日までの期間の間、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、退任時に譲渡制限を解除する譲渡制限付株式を付与するものです。付与する株式の個数は、人事報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取得並びに内部規程や法令違反の場合の取得制限などについて取締役会で決定しております。

チ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、人事報酬諮問委員会の答申をもとに、代表取締役社長 杉田真一氏に対し、各取締役の基本報酬の額および社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。なお、委任した理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当職務の評価を行うには、代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	397 (8)	199 (8)	164 (0)	33 (－)	9 (1)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	33 (33)	32 (32)	0 (0)	－ (－)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	430 (41)	232 (40)	165 (1)	33 (－)	12 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等に係る指標は、取締役賞与計上前の税金等調整前当期純利益に減価償却費を加えた額であり、その実績値は30,596,555千円であります。当社グループは、将来の成長に向けた設備投資は不可欠であると考え、「償却前営業利益」を最重要経営指標としております。この最重要指標に、経営上リスク管理を行うべき、受取支払利息・為替差損益等の営業外損益および特別損益を加減算した、「税金等調整前当期純利益に減価償却費を加えた額」が指標に最もふさわしいと判断しております。なお、税金等調整前当期純利益には取締役賞与が含まれるため、これを除いて計算することとしております。2026年5月改定前の役員報酬等の内容の決定に関する方針に従い、業績連動賞与は、取締役賞与計上前の税金等調整前当期純利益に減価償却費を加えた額に0.0226193%を乗じた額を基準額とし、基準額に各役職の係数を乗じて算出しております（1万円未満切捨て）。ただし、基準額の上限値は6,850千円とし、取締役賞与計上前の税金等調整前当期純利益に減価償却費を加えた額が20,200百万円未満の場合には、業績連動賞与を支給いたしません。
- また、中長期的な企業価値の向上に対するインセンティブを付与する目的で、取締役の賞与のうち一部をサステナビリティに関する指標に連動する賞与として支給しました。当該サステナビリティ連動賞与は、ガバナンスや人的資本関係を含む複数の評価項目に基づき職位ごとに定めた額を基準に支給額を決定しました。
3. 非金銭報酬等には、当事業年度における費用計上額を記載しております。非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「(4) ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載しております。
4. 取締役の金銭報酬の額は、2018年6月22日開催の第61期定時株主総会において年額700百万円以内（うち社外取締役分年額100百万円以内）と決議しております。第61期定時株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち社外取締役1名）であります。
- また、金銭報酬とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対して、2023年6月23日開催の第66期定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のための報酬限度額は年額60百万円かつ年間18,000株と決議しました。第66期定時株主総会終結時点の対象取締役の員数

は、6名であります。なお、2026年2月6日開催の取締役会決議により、2026年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を行ったため、2026年4月1日以降における譲渡制限付株式の上限株式数は、当該株式分割による調整後の数である年間54,000株となります。

5. 監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2018年6月22日開催の第61期定時株主総会において年額200百万円以内と決議しております。第61期定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、5名であります。
6. 取締役会は、人事報酬諮問委員会の答申をもとに、代表取締役社長 杉田真一氏に対し、各取締役の基本報酬の額および社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。なお、委任した理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当職務の評価を行うには、代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役百嶋計氏は、京都大学公共政策大学院特別教授、追手門学院大学客員教授、財務省財務総合政策研究所上席客員研究員、公益財団法人国立京都国際会館評議員、株式会社大阪ソーダ社外取締役および住友理工株式会社社外監査役を兼務しておりますが、当社と各兼務先との間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）江黒早耶香氏は、シティユーワ法律事務所に勤務しておりますが、当社と同事務所との間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）武内敬氏は、大阪ガス株式会社顧問、大阪ガスリキッド株式会社取締役会長、一般社団法人日本ボイラ協会副会長、大阪国際サイエンスクラブ理事長、一般社団法人日本エネルギー学会理事および一般社団法人エネルギー・資源学会副会長を兼務しておりますが、当社と各兼務先との間には特別の関係はありません。

② 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係

該当事項はありません。

（注）取締役百嶋計氏は、2026年4月1日をもって、住友理工株式会社社外監査役を退任しております。

③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況	主な活動状況および社外取締役に期待される 役割に関して行った職務の概要
取締役	百嶋 計	13回中13回	—	主に税務・財政・金融をはじめとする豊富な行政経験を有していることから、取締役会において、財務会計・リスクマネジメントに寄与する発言を行うなど、その有する知見を活かし、期待される役割・職責を果たしております。
取締役 (監査等委員)	平田 文明	13回中13回	13回中13回	主に化学品業界の経営者としての豊富な経験から、取締役会および監査等委員会において、経営全般の透明性・健全性の維持向上およびコーポレート・ガバナンスの向上に寄与する発言を行うなど、その有する知見を活かし、期待される役割・職責を果たしております。また、人事報酬諮問委員会委員を務めました。
取締役 (監査等委員)	江黒早耶香	13回中13回	13回中13回	主に弁護士としての専門的見地から、取締役会および監査等委員会において、経営全般の透明性・健全性の維持向上や国際的なビジネス、知財管理に寄与する発言を行うなど、その有する知見を活かし、期待される役割・職責を果たしております。また、人事報酬諮問委員会委員を務めました。
取締役 (監査等委員)	武内 敬	13回中13回	13回中13回	主にエネルギー業界の経営者としての豊富な事業運営の経験から、取締役会および監査等委員会において、経営全般の透明性・健全性の維持向上およびコーポレート・ガバナンスの向上や国際的なビジネスに寄与する発言を行うなど、その有する知見を活かし、期待される役割・職責を果たしております。また、人事報酬諮問委員会委員を務めました。

(注) 1. 当事業年度開催の取締役会は13回、監査等委員会は13回であります。

2. 上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が当事業年度に6回ありました。

④ 子会社において受け取った役員としての報酬等の総額
該当事項はありません。

4. 会計監査人の状況に関する事項

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

2006年6月23日開催の第49期定時株主総会において定款を変更し、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の定めをしております。

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人との間に、その事業年度における報酬等の額に2を乗じた額を損害賠償責任の限度とする旨の契約を締結しております。

(3) 報酬等の額

	支 払 額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	42百万円
② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員の全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初の株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(6) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に係る事項

該当事項はありません。

(7) 当該事業年度中に辞任したまたは解任された会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

連結計算書類

■ 連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	78,476,053
現金及び預金	41,006,795
受取手形及び売掛金	16,626,358
棚卸資産	18,409,070
未収消費税等	1,622,623
その他	827,568
貸倒引当金	△16,363
固定資産	73,780,224
有形固定資産	64,540,330
建物及び構築物	25,492,180
機械装置及び運搬具	25,403,776
土地	8,442,867
建設仮勘定	4,188,076
その他	1,013,429
無形固定資産	5,490,989
投資その他の資産	3,748,904
投資有価証券	679,817
長期前払費用	434,498
繰延税金資産	1,897,402
退職給付に係る資産	299,860
その他	437,325
資産合計	152,256,278

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	19,844,130
買掛金	2,836,663
1年内返済予定の長期借入金	4,000,000
未払金	2,684,275
設備関係未払金	5,429,273
未払法人税等	3,056,555
賞与引当金	691,096
役員賞与引当金	95,612
修繕引当金	506,796
その他	543,856
固定負債	15,195,224
長期借入金	12,900,000
退職給付に係る負債	1,472,003
繰延税金負債	394,174
資産除去債務	155,418
長期設備未払金	123,092
その他	150,536
負債合計	35,039,354
(純資産の部)	
株主資本	111,050,875
資本金	4,334,047
資本剰余金	4,820,722
利益剰余金	102,917,629
自己株式	△1,021,523
その他の包括利益累計額	6,166,047
その他有価証券評価差額金	157,089
繰延ヘッジ損益	17,415
為替換算調整勘定	5,991,543
純資産合計	117,216,923
負債・純資産合計	152,256,278

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

■ 連結損益計算書（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売上高		76,926,023
売上原価		47,608,637
売上総利益		29,317,386
販売費及び一般管理費		10,466,846
営業利益		18,850,539
営業外収益		
受取利息及び配当金	443,705	
為替差益	395,840	
その他	40,171	879,717
営業外費用		
支払利息	123,223	
投資事業組合運用損	32,747	
その他	915	156,887
経常利益		19,573,370
特別利益		
固定資産売却益	2,838	
投資有価証券売却益	184,916	
補助金収入	5,588	193,343
特別損失		
固定資産売却損	207	
固定資産除却損	217,725	
減損損失	1,903	
出資金評価損	18,869	238,707
税金等調整前当期純利益		19,528,007
法人税、住民税及び事業税	5,318,172	
法人税等調整額	△101,748	5,216,424
当期純利益		14,311,582
親会社株主に帰属する当期純利益		14,311,582

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

■ 貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	64,188,673
現金及び預金	31,707,035
売掛金	14,551,070
商品及び製品	11,915,845
仕掛品	657,247
原材料及び貯蔵品	2,159,117
その他	3,199,831
貸倒引当金	△1,474
固定資産	73,710,482
有形固定資産	60,524,758
建物	19,251,658
構築物	5,040,061
機械及び装置	23,102,368
車両運搬具	8,927
工具、器具及び備品	758,299
土地	8,291,665
リース資産	65,977
建設仮勘定	4,005,800
無形固定資産	5,301,899
投資その他の資産	7,883,824
投資有価証券	679,817
関係会社株式	2,269,307
出資金	14,373
関係会社出資金	1,145,699
繰延税金資産	2,658,120
その他	1,116,506
資産合計	137,899,155

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	19,219,184
買掛金	3,060,749
1年内返済予定の長期借入金	4,000,000
未払金	2,270,244
設備関係未払金	5,429,124
未払費用	249,729
未払法人税等	2,844,016
賞与引当金	634,888
役員賞与引当金	95,612
修繕引当金	506,796
その他	128,024
固定負債	14,792,381
長期借入金	12,900,000
長期設備関係未払金	123,092
退職給付引当金	1,465,305
その他	303,983
負債合計	34,011,566
(純資産の部)	
株主資本	103,713,084
資本金	4,334,047
資本剰余金	4,820,722
資本準備金	4,820,722
利益剰余金	95,579,838
利益準備金	103,680
その他利益剰余金	95,476,158
圧縮積立金	62,767
別途積立金	8,233,979
繰越利益剰余金	87,179,411
自己株式	△1,021,523
評価・換算差額等	174,504
その他有価証券評価差額金	157,089
繰延ヘッジ損益	17,415
純資産合計	103,887,589
負債・純資産合計	137,899,155

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

■ 損益計算書（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		64,099,076
売上原価		40,164,678
売上総利益		23,934,397
販売費及び一般管理費		8,576,083
営業利益		15,358,314
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,127,956	
受取手数料	138,040	
為替差益	488,911	
その他	7,886	3,762,794
営業外費用		
支払利息	123,223	
投資事業組合運用損	32,747	
その他	104	156,075
経常利益		18,965,034
特別利益		
固定資産売却益	2,199	
有価証券売却益	184,916	
補助金収入	5,588	192,704
特別損失		
固定資産除却損	214,712	
減損損失	1,903	216,616
税引前当期純利益		18,941,122
法人税、住民税及び事業税	4,500,000	
法人税等調整額	△200,000	4,300,000
当期純利益		14,641,122

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

扶桑化学工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大谷 智 英
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 北池 晃 一 郎

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、扶桑化学工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、扶桑化学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

扶桑化学工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所
指定有限責任社員 公認会計士 大谷 智 英
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 北池 晃 一 郎
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、扶桑化学工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第69期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況に関して定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月19日

扶桑化学工業株式会社 監査等委員会

監査等委員会委員長

平 田 文 明 ㊞

常勤監査等委員

監査等委員

江 黒 早耶香 ㊞

監査等委員

武 内 敬 ㊞

(注) 監査等委員全員は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図



会場

大阪市中央区今橋四丁目4番11号
一般社団法人 大阪倶楽部 4階
電話 (06) 6231-8361

交通機関

地下鉄 御堂筋線「淀屋橋駅」下車
京阪本線「淀屋橋駅」下車
9号・10号出口より徒歩3分
地下鉄 四つ橋線「肥後橋駅」下車
5-A出口より徒歩5分

お願い

※駐車場の準備はいたしておりませんので、あしからずご了承くださいますようお願い申し上げます。

■ お土産の配布は取りやめさせていただいております。